

京都市告示第141号

地方自治法第260条の2第11項の規定に基づき、平成20年8月12日付けで認可した上梅ノ木町北部町内会、平成12年6月23日付けで認可した勸修寺自治連絡協議会、令和6年8月23日付けで認可した立原町町内会について変更の届出があったため、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

令和8年5月27日

京都市長 松井 孝治

変更があった事項及びその内容

1 上梅ノ木町北部町内会

	変更前	変更後
代表者の氏名	高山 拓哉	大橋 憲治
代表者の住所 及び所在地	京都市北区紫竹上梅ノ木町3 8番地1	京都市北区小山上初音町30 番地2

2 勸修寺自治連絡協議会

	変更前	変更後
代表者の氏名	閑念 信行	富 卓也
代表者の住所	京都市山科区勸修寺縄手町5 0番地	京都市山科区勸修寺東堂田町 30番地

### 3 立原町町内会

	変更前	変更後
代表者の氏名	松尾 和樹	小林 友博
代表者の住所 及び所在地	京都市山科区竹鼻立原町 2 3 番地 9	京都市山科区竹鼻立原町 5 番 地 4 3

(文化市民局地域自治推進室)